

平成24年11月12日

経営革新等支援機関の認定取得について

但馬信用金庫

但馬信用金庫は、平成24年11月5日に、中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を取得しましたのでお知らせいたします。

この経営革新等支援機関は、金融機関、税理士・税理士法人など、認定を受けた同支援機関と連携強化しながら経営改善計画書策定支援などの経営支援を行うものであり、当庫事業方針の基本目標にある「円滑な金融仲介機能の発揮と地域貢献」に繋がるものと考えております。

なお、経営革新等支援機関の認定取得に伴いまして、以下の通り、信用保証協会制度「経営力強化保証制度」の取扱いを開始しております。

認定支援機関としてコンサルティング機能の充実及び中小企業支援の充実を図り、積極的に中小企業のお客さまのサポートを行ってまいります。

記

- 制度名 : 経営力強化保証制度
- 対象者 : 経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
- 対象資金 : 事業資金（事業計画の実施に必要な資金に限る）
- 保証期間 : 一括返済1年以内  
分割返済原則として、運転資金5年以内・設備資金7年以内
- 貸付利率 : 金融機関所定利率
- 連帯保証人 : 原則として、法人の代表者を除き不要
- 保証料率 : 経営状況に応じて決定  
※原則、通常の保証料率よりも一区分低い料率が適用されます
- 提出書類 : 信用保証協会所定の申込書類のほか、以下の書類
- ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書
  - ・事業計画

(本件に関するお問い合わせ先)

0796-23-1200

企業支援部